

留萌家畜衛生だより



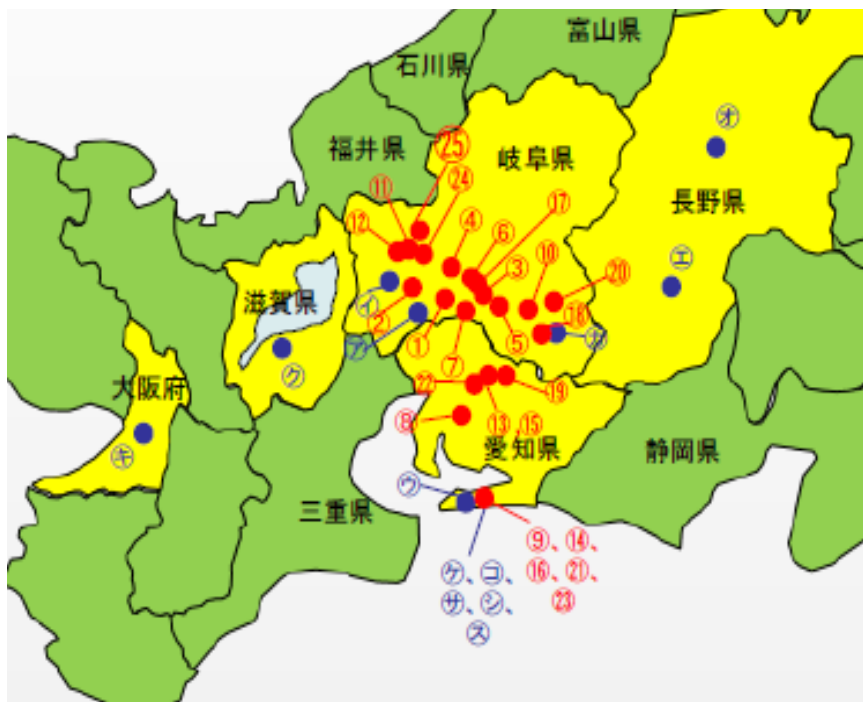
(ホームページ) <http://www.rumoi.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe/rukahotop.htm>

くもくじ

- | | |
|----------------------------------|---------------------|
| 1 国内で豚コレラ発生が継続！ | 7 食肉の注射針残留について |
| 2 アフリカ豚コレラウイルスの国内侵入リスクが高まる！ | 8 監視伝染病の発生状況（留萌、全道） |
| 3 北海道家畜伝染病防疫対策要綱の新設について | 9 BSE検査室より |
| 4 令和元年度（2019年度）予防事業実施計画 | 10 転入者の紹介 |
| 5 令和元年度（2019年度）市場上場牛等のヨーネ病検査実施日程 | 11 職員体制と緊急連絡先 |
| 6 抗菌性物質残留事故発生状況 | |

1 国内で豚コレラの発生が継続！

豚コレラ発生状況



豚コレラは、豚やイノシシに感染する致死率の高い伝染病であり、平成30年（2018年）9月9日、岐阜県の養豚場において、国内では平成4年以来26年ぶりに発生が確認され、以降、令和元年（2019年）6月5日現在まで、岐阜・愛知・長野・大阪・滋賀の5府県25事例が発生（最終発生：6月5日）、現在も防疫措置がとられています。

発生府県：黄色
 発生農場：①～⑫
 関連農場・と畜場：⑬～⑮

令和元年6月5日0時00分現在

国の拡大豚コレラ疫学調査チームや発生県の豚コレラ検証作業チーム等による現地調査の結果、今回の感染拡大の要因として、**発生農場における飼養衛生管理基準の遵守状況の不備や通報の遅れ**が指摘されています。

畜産関係者の皆様におかれましては、衛生管理区域や畜舎内に病原体を持ち込まないように、今一度、次の事項について確認し、厳守をお願いします。

1：衛生管理区域専用の衣服及び靴の使用の徹底

衛生管理区域外から、区域内に立ち入る場合には、専用の衣服及び靴を使用してください。これは衛生管理区域内に居住している場合でも同様です。



専用の衣服・靴の着用



消毒の実施、交差汚染の防止

2：畜舎に立ち入る際の衛生対策の再徹底

衛生管理区域内へ侵入する野生動物からの汚染防止のため、畜舎内に立ち入る際には、交差汚染をおこさないように配慮し、専用の衣服及び靴を確実に使用してください。

3：衛生管理区域への病原体の侵入防止措置の徹底

電気柵やワイヤーメッシュ、防鳥ネット等を設置し、野鳥や小動物などの野生動物による病原体の持込防止を徹底し、犬・ネコ等の愛玩動物も畜舎へは入れないように努めてください。また、死体や胎盤等は、野生動物に荒らされないよう密封して保管してください。



侵入防止フェンスの設置



防鳥ネットの設置



密封された死体保管庫

4：作業者の教育訓練等

畜舎内での飼養作業は、消毒や作業手順等を理解した者に限定し、定期的に教育や訓練を行ってください。作業者が外国人である場合には、より丁寧な教育及び訓練を行ってください。

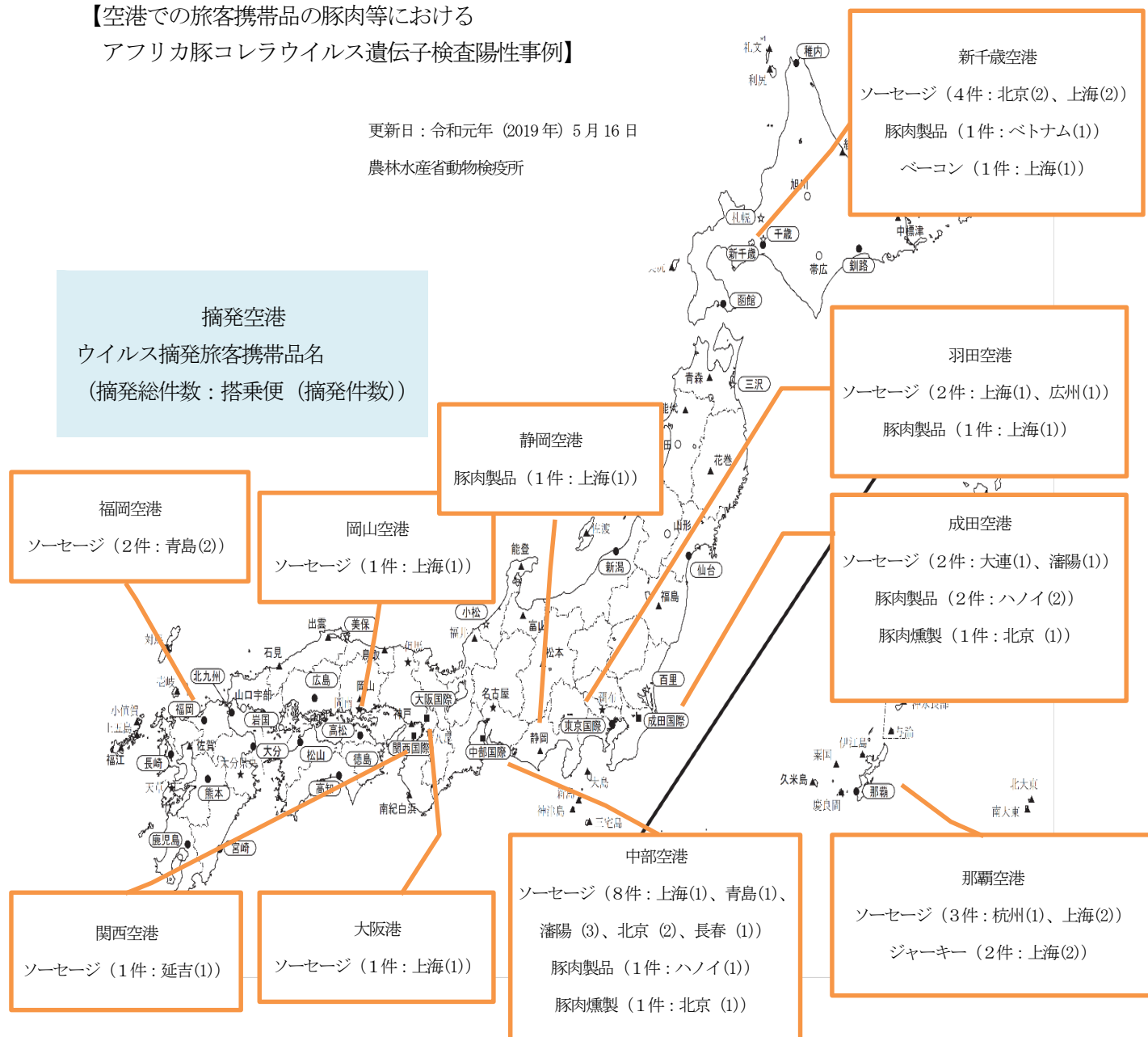
2 アフリカ豚コレラの国内侵入リスクが高まる！

アフリカ豚コレラは、豚やイノシシに感染する致死率の高い伝染病です。日本ではこれまで発生が確認されていませんが、現在中国やモンゴル、ベトナム、カンボジア等のアジア地域で感染が拡大しています。

また、昨年10月より、不正に持ち込まれた豚肉製品の一部から、アフリカ豚コレラウイルス遺伝子の検出が相次いでおり（令和元年5月23日現在、34件）、本年1月には、中国より不正に持ち込まれた豚ソーセージ2件から、感染力を持つ生きたアフリカ豚コレラウイルスが検出されるなど、国内への侵入リスクは非常に高い状況です。

【空港での旅客携帯品の豚肉等における
アフリカ豚コレラウイルス遺伝子検査陽性事例】

更新日：令和元年（2019年）5月16日
農林水産省動物検疫所



これらの事例を受け、本年4月22日より、肉製品を含む畜産物の違法な持込に対する対応が厳格化され、**輸入検査を受けずに畜産物を持ち込んだ場合、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金が課せられます。**



生産者及び関係者のみなさん、アフリカ豚コレラの発生予防・まん延防止のため、引き続き飼養衛生管理基準を遵守し、畜産物等による農場内への病原体の持込がないよう侵入防止対策の徹底をお願いします！！

3 北海道家畜伝染病防疫対策要綱の新設について

近隣諸国においては、口蹄疫やアフリカ豚コレラ、鳥インフルエンザ等の海外悪性伝染病が継続して発生するとともに、国内では、26年ぶりとなる豚コレラが昨年9月に岐阜県で発生しています。

このように、道内においても家畜の海外悪性伝染病が発生するリスクが著しく高まっていることから、侵入防止対策を徹底するとともに、万一の発生時の迅速かつ円滑な体制を整備するため、平成30年12月27日に「北海道家畜伝染病防疫対策要綱」が制定されました。

☆ 新設の重要ポイント

- ① 口蹄疫やアフリカ豚コレラ、鳥インフルエンザ等の海外悪性伝染病全般を対象とし、病気ごとに区別することなく、対応方針を一本化。
- ② 防疫対応に係る実務については、個々の病気ごとにマニュアルを定め対応。
- ③ 海外悪性伝染病が道内で発生した場合は、関係者が同じ空間で作業をできるよう、道庁の危機管理センターに指揮室を設置する。

留萌振興局では、同要綱に基づき平成31年3月26日に「留萌振興局海外悪性伝染病警戒本部」を設置、平成31年4月22日に第1回目の警戒本部幹事会を開催し、発生時の初動防疫対応や連絡体制について確認を行っています。

4 令和元年度(2019年度) 予防事業実施計画

令和元年度(2019年度)の家畜伝染病予防事業計画は次のとおりです。
生産者および関係機関の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

《令和元年度(2019年度) 家畜伝染病予防法第5条に基づく検査》

検査疾病名	対象市町村	対象家畜	予定頭羽群数	実施時期
①牛のヨーネ病	遠別町	繁殖の用に供する肉用雌牛 (24か月齢未満を除く)	5戸190頭	終了
	羽幌町	繁殖の用に供する乳用雌牛 (24か月齢未満を除く)	6戸210頭	終了
	天塩町(北地区)		50戸1727頭	9月
	管内一円	種付けの用に供する雄牛	3戸6頭	8月
②蜜蜂の腐蛆病	留萌市、増毛町、 苫前町、天塩町他	飼育されている全蜂群	5戸298群	8月
③高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの定点モニタリング	小平町	採卵鶏10羽	1戸10羽 (120羽/年)	毎月

また、④BSE検査(通年)、⑤鶏、めん羊・山羊、豚飼養農場への立入検査については該当市町村において、実施予定です。

【実施根拠】①、②、④：家畜伝染病予防法第5条に基づく検査

③、⑤：家畜防疫対策要綱、特定家畜伝染病防疫指針に基づく立入検査

5 令和元年度(2019年度)市場上場牛等のヨーネ病検査実施日程

令和元年度(2019年度)の市場上場牛等のヨーネ病検査実施日程は次のとおりです。

検査を申請される場合は、採血期間及び対象牛の月齢を確認の上、受付締切日(当所必着)までに検体を搬入してください。

《令和元年度(2019年度)市場上場牛等のヨーネ病検査実施日程》

南北海道肉牛市場 開催日	採血期間	受付締切日(当所必着)
令和元年(2019年) 5月 8日(水)、9日(木)	4月8日(月) ~ 16日(火)	終了
6月 5日(水)、6日(木)	5月13日(月) ~ 21日(火)	5月21日(火)
7月 3日(水)、4日(木)	6月10日(月) ~ 18日(火)	6月18日(火)
7月 31日(水)、8月1日(木)	7月16日(火) ~ 23日(火)	7月23日(火)
9月 4日(水)、5日(木)	8月13日(火) ~ 20日(火)	8月20日(火)
10月 2日(水)、3日(木)	9月 9日(月) ~ 17日(火)	9月17日(火)
11月 6日(水)、7日(木)	10月15日(火) ~ 23日(水)	10月23日(水)
12月 4日(水)、5日(木)	11月11日(月) ~ 19日(火)	11月19日(火)
令和2年(2020年) 1月 8日(水)、9日(木)	12月 9日(月) ~ 17日(火)	12月17日(火)
2月 5日(水)、6日(木)	1月14日(火) ~ 21日(火)	1月21日(火)
3月 4日(水)、5日(木)	2月10日(月) ~ 18日(火)	2月18日(火)
4月 未定	3月 9日(月) ~ 17日(火)	3月17日(火)

☆ 検査対象 : 採血日において6か月齢以上の牛 (必ず月齢をご確認ください)

☆ 必要書類 (1) ヨーネ病抗体検査依頼書
(2) 病性検定診断申請書
(3) ヨーネ病自主検査料補助金交付申請書
(4) ヨーネ病自主検査牛採材証明書(検査材料の採材獣医師が交付する書類)

※(3)及び(4)は公益社団法人 北海道家畜産物衛生指導協会が行うヨーネ病自主検査料補助金交付事業を申請する場合に必要です。

6 抗菌性物質残留事故発生状況

昨年度の全道及び留萌管内における抗菌性物質等の残留事故発生状況は次のとおりです。

- (1) 生乳：全道では42件、留萌管内では1件の発生があり、治療牛の識別マーキングの不備や見落としが主な原因でした。
- (2) 畜肉：全道では3件発生しましたが、留萌管内での発生はありませんでした。

～治療したらやるべきこと～ [治療した牛は搾乳しない]

- ☆ わかりやすいマーキング(2重、3重に)!
- ☆ 隔離飼養や牛舎の一カ所にまとめる等、治療牛をわかる
- ☆ 治療牛や搾乳してはいけない牛を連絡簿やホワイトボードなどで搾乳前後に作業者全員が確認する!酪農ヘルパーへの連絡は必ず文書で!
- ☆ 病牛から搾った乳はすべて廃棄
- ☆ 獣医師から渡された乳房炎軟膏などの薬は指示された用法・用量を守る!余っても他の牛に使わない



・牛舎のプレートで識別

投与中 抗菌物質	治療中
登録番号〇〇	

7 食肉の注射針残留について

十勝管内のと畜場で注射針の残留事故が発生しました。

注射針の残留防止は、食の安全・安心を推進する上でとても重要です。

日頃の飼養管理の徹底をお願いします。



注射針の残留事故を防ぐために

- 1 注射の実施者は、家畜の保定に十分留意するとともに、曲がった注射針の使用を避けること等により注射針の破損防止の徹底をお願いします。

なお、注射により注射針が破損し、家畜の体内に残留した場合は、速やかに除去してください。

- 2 破損注射針の除去ができなかった家畜については、注射部位にマークを付し出荷時まで識別し、生体で出荷する場合は出荷先に、と殺して枝肉等で出荷する場合はと畜検査を実施する食肉衛生検査所に注射針残留の事実を伝達し、家畜のと殺・解体等の処理段階における破損注射針の除去の必要性を説明してください。



8 平成30年次(2018年次) 監視感染症の発生状況《留萌、全道》

区分	畜種	病名	留萌		全道	
			戸数	頭羽群数	戸数	頭羽群数
家畜 伝染病	牛	ヨーネ病	2	14	130	682
	めん羊	ヨーネ病			1	9
届出 伝染病	牛	牛ウイルス性下痢・粘膜病（真症）	9	16	54	210
		牛ウイルス性下痢・粘膜病（疑症）			1	13
		牛伝染性鼻気管炎			3	6
		牛白血病（真症）	26	35	134	687
		牛白血病（疑症）			1	1
		牛丘疹性口炎			2	2
		破傷風（真症）			1	5
		サルモネラ症	1	2	9	246
		トリパノソーマ病			1	1
		ネオスポラ症			4	5
		ネオスポラ症（疑症）			1	1
	馬	馬鼻肺炎			2	24
		破傷風			1	1
	豚	サルモネラ症			1	2
		豚丹毒			32	87
		豚流行性下痢（真症）			1	800
		豚流行性下痢（疑症）	1	130	2	134
		豚赤痢			1	1
	めん羊	伝染性膿疱性皮膚炎			1	1
	鶏	伝染性気管支炎			1	1
		鶏マイコプラズマ病			1	1
	蜜蜂	バロア病			22	867
		チョーク病	3	31	46	491

（平成30年1～12月末、戸数は年次継続発生戸数を記載）

9 BSE 検査室より

～ 平成 31 年 4 月以降の死亡牛 B S E 検査について ～

平成 31 年（2019 年）4 月 1 日に B S E 検査の対象となる死亡牛の月齢が変更されました。検査対象となる死亡牛について十分理解いただき、検査漏れがないようにご協力願います。

I B S E 検査を実施する牛

- 1 96 か月齢以上の死亡牛
- 2 48 か月齢以上の起立不能等であった死亡牛
例：死亡前に歩行困難、起立不能、神経症状があった牛（乳熱、ダウンナー症候群など）
- 3 全月齢の B S E を疑う症状（特定臨床症状）のあった死亡牛
例：興奮しやすい、音や光・接触等に対する過敏な反応、牛群内での序列の変化、搾乳時の持続的な蹴り、頭を低くし柵等に押しつける動作の繰り返し、扉や柵等の障害物にぶつかるためらいなどの行動変化があった牛

II B S E 検査に係る手数料の変更

- 1 検査手数料 変更後 7,400 円／頭（変更前 4,500 円／頭）
- 2 保冷保管庫使用料 変更後 600 円／頭（変更前 500 円／頭）

III B S E 検査を適正に実施するために

- 1 所有者は死亡牛の検案を速やかに獣医師に依頼し、死亡牛の搬出をお願いします
- 2 獣医師は死亡獣畜処理指示書に必要事項を記載し、速やかに家畜保健衛生所への届出をお願いします
- 3 耳標が脱落している牛の搬出に当たっては、所有者は牛の斑紋を記載した書類の提出等、個体確認が可能な措置を行って、死亡獣畜処理業者に引き渡してください

獣医師のみなさまへ

届出書（死亡獣畜処理指示書等）には、「BSE の特定臨床症状が認められた否か」、「BSE 検査の要、否」等、BSE 検査を実施する必要があるか記載の確認をお願いします。

御協力をお願いします。

死亡獣畜処理指示書									
発行番号		所有者 (管理者)		住 所 市・町 村			氏 名		
畜 種	乳用牛・肉用牛・馬・豚・めん羊・山羊			生年月日(又は月齢)	20 年 月 日 (月齢)				
名 号 及び品種	♂・♀ 去勢			総 体 重	kg (死亡獣畜の 合計頭数)		頭)		
共済関係	加入	未加入	病名 又は 死因	死亡	年月日	20 年 月 日 分	区	死亡	処分
上記に共済加入番号、下段に個体識別番号を記載する				特定臨床症状	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	BSE検査	<input type="checkbox"/> 要(96月以上)・ <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 要(起立不能等)	
(指示及び特記事項)				(3) 処分					
1 腐敗状況(軽度・中度・重度)				a 殺処分指示 []					
2 抗生物質等の出荷制限(未使用・期間中・期間外)				b 所有者及び業者への指示 []					
3 処理に関する指示事項				c 所有者及び業者への指示 []					
(1) 死体処理先 ()				(禁放血死・その他) ()					
(2) 死体処理方法(解体・その他)				4 その他 ()					
上記のとおり死亡獣畜の処理を指示する。				住所(又は所属団体) 連絡先電話番号 獣医師氏名					
発行年月日 20 年 月 日				獣医師氏名					

10 転入者の紹介



BSE 検査室長
石山 敏郎

4月1日付けで倶知安町にあります後志家畜保健衛生所から、再任用職員として異動して来ました石山と申します。留萌家畜保健衛生所は6年ぶりの勤務で、BSE検査室に配属されています。死亡獣畜処理指示書で以前お世話になった獣医師の方々のお名前を拝見し、大変懐かしく感じているところです。厳格な所長、次長のもとでこれまでの家畜衛生の経験を活かし、留萌管内の畜産振興に少しでも貢献して参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。



獣医師
坂本 光弘

本年度より新規採用となりました、坂本光弘と申します。この春、酪農学園大学を卒業し、幌延町へやって参りました。まだまだ分からないことばかりで、日々先輩方から勉強する毎日です。管内の自然を満喫しつつ、精一杯頑張りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

11 職員体制と緊急連絡先

令和元年《2019年度》の職員体制

所長 森田 大輔

次長 上村 伸子

<BSE 検査室>

主査（危機管理） 鈴木 雅美

BSE 検査室長 石山 敏郎

主査（薬事・安全） （欠員）

専門員 田村 幸子

獣医師 坂本 光弘



【 連絡先 】

北海道留萌家畜保健衛生所	TEL(01632)5-1226 FAX(01632)5-1165
北海道留萌家畜保健衛生所BSE検査室	TEL(01632)9-3515 FAX(01632)9-3711
緊急時の連絡先（所の携帯電話） （夜間、休日は留萌家畜保健衛生所の固定電話から転送）	090-9526-9640
Eメール	rumoi.rumoi-kahol@pref.hokkaido.lg.jp